

議案第25号

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「及び第3号」を「に掲げる小学校就学前子どもの区
分及び同条第3号」に改める。

第6条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項
第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第23条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回
線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的とし
て公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に
該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第2項中「同項第2号」を「同条第2号」に改め、同条第3項中「同
号又は同項第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学
校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げ
る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第2項中「同項第1号」を「同条第1号」に改め、同条第3項中「第
6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。
以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育
を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「同項
第1号」を「同条第1号」に、「、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と」

を「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第51条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第52条第2項中「同第3号」を「同条第3号」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。